

令和8年度

大分市脱炭素先行地域再エネ設備等 導入費補助金(一般住宅・民間施設) 申請の手引き

【蓄電池】

令和8年8月版

大分市 環境部 環境政策課

脱炭素社会推進室

1. 補助額

蓄電池の補助額は、補助対象経費の2/3 以内(上限金額あり)となります。

補助対象設備	補助率	上限金額	導入方法	参考価格※1
蓄電池	2/3以内	【一般住宅(個人)】 140万円 【民間施設(民間事業者)】 200万円	購入 リース PPA	14.9万円/kWh

※1 国資料等を踏まえた参考価格(税抜き)です。

まずは各ハウスメーカー・施工店にお問い合わせください。

2. 補助対象設備の要件

主な交付要件は下記の通りとなります。詳しくは、一般住宅(個人)については国要領1別紙を、民間施設(民間事業者)については国要領2別紙をご確認ください。

補助対象設備	交付要件
蓄電池	①原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 ※系統を介して再エネメニューの電力を蓄電するものは、対象外となります。 ②停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 ③蓄電池部安全基準(JIS C 8715-2又はIEC62619)及び蓄電システム部安全基準(JIS C 4412)の規格を満たすこと。 ④PPA又はリース契約の場合、交付金額相当分がサービス料金又はリース料金から控除されるものであること。 ⑤IP通信を用いる製品を使用する場合は、JC-STARにおいて、★1以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用すること。 【一般住宅(個人)の場合】 ⑥業務用蓄電池(20kWh超)の場合、大分市火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 ⑦家庭用蓄電池(20kWh以下)の場合、国要領1別紙の2イ(エ)に定める蓄電池の交付要件g～lの全てを満たすこと。 【民間施設(民間事業者)の場合】 ⑧業務産業用蓄電システム(20kWh超)であること。 ⑨大分市火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 ⑩(リチウムイオン電池の場合)JIS C 8715-2、IEC62619等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書及び証明を取得していること。 ⑪蓄電システムの充放電効率が80%以上であること。 ⑫蓄電された電力がエリア内で消費されていること。

法定耐用年数について

蓄電池の法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定め

る期間となります。詳細は、国税庁 HP などをご参照ください。

(参考)国税庁 HP:

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>

補助対象設備	法定耐用年数
蓄電池	6年

3. 交付申請

(1) 受付・申請期間

令和8年8月25日(火)から令和9年1月29日(金)まで

※予算の上限に達し次第終了

(2) 交付申請時の提出書類一覧

交付申請時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項
様式第1号(交付申請書) ※一般住宅は様式第1号(その1) 民間施設は様式第1号(その2)	・該当箇所の項目に記載漏れがないか
様式第12号(代理受領事前届出書)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出
見積書(明細を含む。)の写し	・2社以上から見積もりをとっているか ・見積の明細が記載されているか ・氏名が記載されているか ・補助対象額と、対象外の金額が読み取れるか ・新品の設備か
別紙1(誓約書)	・すべての事項を確認し、誓約書に署名したか
申請者の現在事項又は履歴事項証明書 の写しまたは、これに代わるもの	※申請者が民間事業者(個人事業主、PPA 事業者及びリース 事業者を除く)の場合のみ提出 ・発行日より3か月以内のものであるか
補助対象地域内に民間施設を有している ことが分かる書類	※申請者が民間事業者の場合のみ提出。ただし、前号で掲げ る書類で確認できる場合は不要
住民票の写し	※現住所地が補助対象地域の個人の場合にのみ提出 ・発行日より3か月以内のものか
大分市の市税完納証明書	※申請者(リース契約における設備使用者及びPPAにおける サービス利用者を含む。)の現住所地又は民間施設の所在地 が大分市の場合に限る。(本市の課税の対象とならない場合 は不要) ・発行日より3か月以内のものか

地図、建物の平面図、設置図等 (例)設計図面など	・設備の設置箇所が分かるか ・設備が対象施設に接続予定となっているか
導入する設備の仕様書 (例)カタログなど	・導入する設備が交付要件を満たす仕様となっているか確認ができるか
サービス料金又はリース料金から補助金額相当分が控除される予定であることが分かる書類	※PPA またはリース契約の場合のみ提出 ・補助金を使わない場合との料金比較ができるか
システム構成図及び導入予定設備が JC-STAR★1以上の認証を取得したことがわかる書類(JC-STAR★1以上の適合ラベルを取得していない製品を導入する場合にあっては、理由書)	※IP 通信を用いる製品を導入する場合のみ提出
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出

4. 実績報告

(1) 実績報告の時期

工事完了後30日以内又は令和 9 年2月 26 日のいずれか早い日まで。

(2) 実績報告時の提出書類一覧

実績報告時には、以下の書類の提出をお願いいたします。

提出書類	提出時の確認事項
様式第8号(実績報告書) ※一般住宅は様式第8号(その1) 民間施設は様式第8号(その2)	・該当箇所の項目に記載漏れがないか
様式第14号(代理受領委任状)	※代理受領制度を利用する場合のみ提出
住民票の写し	※申請時に提出していなかった個人の場合のみ提出 ・発行日より3か月以内のものであるか ・住所地が補助対象地域となっているか
大分市の市税完納証明書	※本市で課税されており、申請時に提出していなかった場合に限る
支払いを証明できる書類の写し (例)振込証明書、領収書等・請求書	・請求書の金額を支払ったことが分かるか ・経費の内訳が明記されているか ・設置住所が確認できるか
契約書等の写し	・交付決定日以降に契約等を行っているか (交付決定前の契約は、交付対象外) ・設置する設備の型番等が分かるか
補助対象設備の導入前、施工中、導入後の写真	・導入前、施工中、導入後の設備設置個所を同じ場所からそれぞれ撮影し添付しているか ・上記とは別に、設置する設備の型番等が分かる写真を撮影し添付しているか
導入設備の実際の設置図 (例)平面図、設備の設計図など	※交付申請時から変更がある場合のみ提出 ・設備の設置場所が分かるか ・平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図その他の補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるか
サービス料金又はリース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類 (例)契約書など	※PPA またはリース契約の場合のみ提出 ・補助金を使わない場合との料金比較ができるか ・契約内容、サービス料金等が分かるか
法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 (例)契約書など	※PPA またはリース契約の場合のみ提出 ・契約期間が法定耐用年数(6年)以上か ・契約書以外を提出する場合は、上記が読み取れるか

再エネ電力へ切り替えたことが証明できる書類 (例)契約内容が分かる書類	・契約者名、契約日、電力の使用場所、プラン内容などが明記されているか
系統連系が開始又は開始される予定であることを証する書類	・FIT や FIP 認定を受けた契約になっていないか ・自己託送契約になっていないか
その他市長が必要と認める書類	※市が提出を求めた場合のみ提出

5. 各種書類の問い合わせ・提出先

大分市脱炭素先行地域補助金申請受付窓口（テルウェル西日本株式会社）

大分市大南市民センター内窓口

住所：大分市中戸次 5115 番地の 1

TEL：080-7614-5704

mail: oita-dc-hojo@telwel-west.co.jp

受付時間：月曜、水曜、金曜（祝日、年末年始を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時

※令和8年度の問い合わせ先は上記のとおりですが、令和9年度以降は変更となる場合があります。